



## 《会計・税務の知識》 お孫さんへの財産分与

2012年6月ついに「社会保障と税の一体改革関連法案」が衆議院で可決されました。当初は消費税増税案だけではなく、相続税、贈与税の増税についても検討されていましたが、今回は見送られる形となりました。ただし、富裕層への増税の流れは変わらず、いつ相続税増税議論が再燃されるかわかりません。今回は孫への遺産分割、生前贈与についてまとめました。

### 1. 遺言により孫に財産を移す

孫に財産を相続させると、相続税が課される回数が減ります。本来ならば父から子へ、子から孫へと最低2回は相続税が課税される機会があるところを、父から孫へ贈与することで1回の相続で孫まで財産を移転させることが出来ます。

このように、孫へ相続させることによる相続税負担回避を防止するため、被相続人の子供等1親等の血族及び配偶者以外者が相続財産を取得した場合には、通常課税される相続税額に2割を加算した額を相続税額として支払わなければならないという制度があります。

### 2. 2割加算の対象者

2割加算の対象者は、被相続人の子供等1親等の血族及び配偶者以外の者です。つまり兄弟や孫等が2割加算の対象者となります。なお、孫が養子になったとしても2割加算の対象となってしまいます。ただし、相続人である子供がすでになくなっており、孫が代襲相続人となっているケースは2割加算の対象とはなりません。

### 3. 孫への効果的な財産移転方法

相続時に孫に財産を取得させる場合も、2割加算に留意しながら遺産分割を決定すれば効果的な方法であるといえます。ただし、2割分の相続税は追加で課されてしまいます。そこで、生前贈与を活用します。生前贈与は、誰に渡しても税率は同じのため、子供に贈与するよりも孫に贈与する方がより効果的な財産移転の方法であるといえます。

さらに孫への生前贈与は、孫が相続財産を取得しない限り相続開始前3年以内の贈与として相続財産に引き戻されることはありませんので非常に有効です。

### 【孫への生前贈与のメリット】

1	相続を1世代飛ばすことができる (相続の回数が減る)
2	原則として、相続開始前3年以内の贈与として相続財産に加算されない。

### 4. 生前贈与の効果

では、孫への生前贈与がどの程度の効果があるのか具体的な数字を用いて確認していきましょう。

#### <前提>

- ・父、子1人、孫1人
- ・財産は父3億円、その他財産なし
- ・財産は目減りしない。
- ・配偶者等は考慮しない。
- ・父は25年後に亡くなるものとする
- ・税率は平成24年6月現在のものを適用

#### <ケース>

- ① 対策を何もしない
- ② 父から子に毎年510万円の贈与を20年間する
- ③ 父から孫に毎年510万円の贈与を20年間する

それぞれのケースにおいて、父、子の相続までを考慮した場合の相続税額、贈与税額の合計額は以下のとおりとなります。

(単位：万円)

	ケース①	ケース②	ケース③
父の相続税	7,900	3,820	3,820
子の相続税	4,740	5,932	2,294
贈与税	—	1,100	1,100
合計	12,640	10,852	7,214

孫への生前贈与に変えるだけで、対策しない場合と比べ、税額は126百万円から72百万円へ減少しました。

### 5. まとめ

相続税は、一生かかって築きあげた財産に対して一度に課税するものです。そのため、人によってはかなりの税額が発生することもあります。ただし、ここでまとめたように早期の計画的な対策により税額を抑えることができる可能性があります。ご心配な方は大切な財産を守るため専門家に相談してみたいかがでしょうか。

(担当：塚越 大紀)